

## ○噛むカムチェックガム使用申請に関する条件等（令和6年7月26日改定）

### （1）応募資格者

下記にアのいずれかに該当し且つイもしくはウに該当するもの

#### ア. 対象となる事業

- ① 歯科口腔保健の普及啓発事業・口腔機能向上等に関する事業
- ② 生涯を通じた歯科健診・保健事業（幼児、学童、成人または高齢者等）  
※注意事項：幼児、入れ歯を使用している方、矯正装置が入っている方、噛むときに痛み（歯あるいは顎関節等）がある方への使用に際しては指導歯科医師の判断を必要とする。）
- ③ 咀嚼（よく噛むこと）の効用（「食育」を含む）に関連したテーマに関する事業
- ④ その他、8020運動推進に有効と思われる普及啓発・調査研究事業

イ. 全国の学校教育機関またはそれに所属する保健師等

ウ. 都道府県庁、市区町村役場・保健センターまたはそれらと同等の行政機関

### （2）申請期間・方法

- ・ 随時
- ・ 1団体、配布数は1,000個（500人分）を上限とし、予定配布数を上回った場合には先着順とする。（1団体1件までの申請とする。）
- ・ 申請方法は財団HPから「噛むカムチェックガムを用いた事業申請書」（Wordファイル）をダウンロードし、必要事項を入力の上、メールもしくはFAX、郵送で提出すること。

### （3）報告書等提出・提出期間

- ・ 事業実施から2か月以内とする。
- ・ 実施報告は、財団HPから「噛むカムチェックガムを用いた事業申請書」（Wordファイル）をダウンロードし、必要事項を入力の上、メールもしくはFAX、郵送で提出すること。

〒102-0073

東京都千代田区九段北 4-1-20 歯科医師会館内

公益財団法人8020推進財団

FAX：03-3511-7088

e-mail：[8020@8020zaidan.or.jp](mailto:8020@8020zaidan.or.jp)

## ○その他留意事項

- ・ 事業実施を前提での申請とし、申請した事業完了の後には、実施報告（アンケート報告）の提出を約束するものとする。
- ・ 申請した事業以外での使用、転売等の2次利用は禁ずる。